平成２５年（フ）第１５４号
兵庫県姫路市白浜町丙484番地53ハーモニー三幸Ｉ705、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川162番地１
債務者　中田　良美
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４２号
奈良市油阪町１番地の１　市営住宅１―707号
債務者　香川　光一
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６０号
奈良県生駒市西旭ケ丘６番38号
債務者　中村　憲明
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３００号
広島市中区江波西２丁目14番３―404号
債務者　村中　光秀
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４５号
広島市西区井口２丁目６番３―203号
債務者　吉田　　誠
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡県久留米市上津２丁目５番10号　グリーン上津207号、前住所福岡県久留米市天神町131番地２　新生マンション天神602号
債務者　梶田　英雄
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目７番５号　石井アパート201号
債務者　山本　　環
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番65号　県営シダーサ真名津団地704号
債務者　西田　和美
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１３４号
金沢市新保本２丁目55番地
債務者　中島　桂子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
三重県鈴鹿市岸岡町589番地の２　鈴鹿厚生病院、住民票上の住所三重県鈴鹿市東玉垣町1079番地　コーポ玉垣101
債務者　塩谷　義憲
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８４号
三重県鈴鹿市寺家１丁目22番13号　市営住宅鼓ケ浦団地565号
債務者　河野　年春
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８８号
三重県四日市市大字塩浜3998番地２　エミネンス伊倉102
債務者　新井和男こと　朴　　化正
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
三重県四日市市大字塩浜3998番地２　エミネンス伊倉102
債務者　新井孝子こと　金　　孝子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
京都市伏見区竹田三ツ杭町58―３、住民票上の住所京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地33―307
債務者　吉岡　良倫
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５―６棟801号室、前住所京都市伏見区向島吹田河原町68番地２　シャルム豊103号室
債務者　福田由利花（旧姓森井）
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
京都市左京区上高野木ノ下町２番地　ペントハウス1990―104号室、前住所大阪市西淀川区佃１丁目１番47―1302号
債務者　小関　智恵
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地１　観月橋団地２―208、前住所京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地１　１―620号
債務者　谷本　詩郎
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係